

平成28年(ワ)第12785, 17680, 28219号 損害賠償等請求事件

平成28年(ワ)第32358号 損害賠償等請求事件

原告 部落解放同盟 外248名

被告 示現舎合同会社 外2名

準備書面(5)

平成29年11月30日

東京地方裁判所民事第13部合 B 係 御中

被告 示現舎合同会社  
上記代表者代表社員 宮部 龍彦  
被告 宮部 龍彦  
被告 三品 純

第1 原告準備書面4 第1「部落差別解消推進法の成立とその意義」について

1 「1 「部落差別が存在」していることを確認」について

部落差別解消推進法が成立したと、その内容については認めるが、その余は争う。

原告らは部落差別解消推進法が「部落差別が存在」していることを確認したものだと言うが、そもそも法律は事実を規定するものではない。

また、部落差別解消推進法はその名の通り「差別は解消する」という前提で制定されたものであって、未来永劫「部落差別が存在」することを想定するものではない。

もっとも、被告らは事実として「部落差別が存在」していると考えており、その

具体的な内容と原因について原告らと意見の相違がある。部落差別解消推進法も部落差別の具体的な内容については触れておらず、調査をするとしているのみである。

- 2 「2「部落差別の解消に関する施策」についての基本原則を確認」について  
部落差別解消推進法のないようは、国及び地方公共団体の施策に関するものであり、一般国民の権利義務を規定したものではなく、本件とは無関係である。

- 3 「3 部落差別解消推進法は、本件権利侵害行為の存在を立法事実として制定されたものであること」について

国会での審議等の事実関係は認めるがその余は争う。

「部落差別解消推進法は、本件権利侵害行為の存在を立法事実として制定されたものであること」というのはミスリードである。

部落差別に係る立法措置は2015年11月16日に、現自由民主党幹事長の二階俊博氏が実行委員長となった「人権課題解決に向けた和歌山県集会」で打ち出されたもので、その時点で既定事項である(乙204)。

確かに国会における審議等全国部落調査等のインターネット上に公開した一覧が取り上げられたが、結局法律にはインターネット上で部落地名を公開させないということはおろか、一般国民の権利義務については何ら盛り込まれていない。

## 第2 原告準備書面4 第2「ウェブ上の記事掲載に係る被告らの責任」について

- 1 「「同和地区. みんな」の記事掲載に対する被告らの責任」について

被告宮部が「同和地区.みんな」のドメインの管理を行っており、一部の記事は被告宮部が掲載したものであることは認めるが、その余は否認ないし争う。

ドメインの管理は IP アドレスとドメイン名を対応させる DNS サーバーに対するものであり、ウェブサイトの内容を管理することを意味しない(乙205)。

被告三品と被告示現舎については、ウェブサイト・ドメイン共に無関係である。

原告らは、「治安当局」等が注意喚起を促し、Tor は特殊で危険な通信手段であるとミスリードしているが、全く逆で、むしろ Tor は安全な通信手段である。インターネットでは広く普及し、商取引には欠かせないものも含め、通信の秘密を確保するための技術がいくつか存在し、Tor はその1つに過ぎない。この点は、「第6」で詳しく後述する。

被告宮部が他の人物になりすまして記事の記載を行った事実はない。

(1) 「被告宮部による「同和地区. みんな」の管理について

「ドメインを所有し管理しているにもかかわらず、その内容を管理できないということとはあり得ない」という点は争う。

ドメイン名の管理者はインターネットの IP アドレスとドメイン名との対応関係を管理できるだけであって、ホームページの管理権限とは無関係である。現に、スマートフォンなどで今「同和地区. みんな」にアクセスすると、部落解放同盟中央本部のホームページが表示されるようになっている。

ア 「「whois」情報」について

被告宮部が「ウェブサイト管理者であること」は否認する。その余は認める。

イ 「同和地区 Wiki 上の利用者権限」について

被告宮部がビューロクラットである Tottoriloop アカウントを保有して

いたことは認める。

なお、同和地区 Wiki は匿名で誰でも編集可能なサイトであり、ビューロクラット利用者でなくても内容の追加・削除が可能であった。

ウ 「被告宮部自身のインターネット上での発言」について

事実関係については認める。その余は争う。

「『同和地区.みんな』ドメイン及び筆者が対処可能なサイトは別サイトに転送しておきました」という発言については、「同和地区.みんな」ドメインに関連した IP アドレスを別の IP アドレスに切り替え、同和地区 Wiki 以外の債務者の管理が及ぶウェブサイトにアクセスしたユーザーを別のサイトに振り向けるように設定したという意味である(通信用語における「転送」というのは、「固定電話の着信を携帯電話に転送する」というように、ある通信を別の場所に振り向けることを言う)。従って、同和地区 Wiki の投稿内容を管理することとは関係がない。

(2) 「投稿が可能であっても管理責任を負うのは当然である」について

争う。

前述したとおり、ドメインの whois 情報とウェブサイトの内容の管理責任は無関係である。

また、被告宮部に管理責任があるとしても、その責任はプロバイダ責任制限法が定める範囲に留まるものである。特定電気通信設備の「管理者が被害発生防止義務を負うのは、名誉毀損文書が発信されていることを現実に発生した事実であると認識した場合であって、名誉毀損に該当すること、加害行為の態様が甚だ悪質であること及び被害の程度も甚大であることが一見して明白であるような極めて例外的な場合に限られる」

(東京地方裁判所平成11年9月24日 判時1707号139頁)とされている。

「同和地区 wiki」は膨大な量の情報が掲載されたウェブサイトであり(訴状別紙目録2)、毎日のように匿名の利用者によって頻繁に編集されていた。乙206、207はウェブページを保存するサイト、archive.is に残されていた「同和地区 wiki」の更新記録であり、匿名での編集にはユーザー名ではなく 127.0.0.1 という Tor ゲートウェイのものと思われる IP アドレスが残されている。

また、少なくとも「部落解放同盟関係人物一覧」については利用者によって削除されており(乙207)、そのような意味では削除の義務があったとしても果たされている。

(3) 「関連事件の結果」について

争う。

訴状別紙目録2および乙206、207から分かる通り、同和地区 Wiki は47都道府県の部落ないし同和地区の地名情報がまとめられ、毎日数十回単位で編集が行われていた。同和地区の特定を業として利益をあげられるわけでもなく、被告宮部が常日頃から全ての内容をチェックして把握することは現実ではない。ましてや、「部落解放同盟関係人物一覧」はサイトの趣旨から外れたもので、関心を払えるようなものではない。

(4) 「裁判例の状況」について

争う。

被告が挙げる「動物病院対2ちゃんねる事件」は、不法行為があったの

はプロバイダ責任制限法が施行される前のことであり、現在において同様の基準で判断することはできない。

Tor については、通信の秘密を確保するための通信技術の1つであって、それをことさら危険視することは、情報通信技術と関連法規について誤解したものである。この点も、「第6」で詳しく後述する。

(5) 「当該ウェブサイトの危険性」について

争う。

Tor については、「第6」で詳しく後述する。

(6) 「被告宮部の実際の書き込み状況」

被告宮部が Tottoriloop アカウントで30日間で65回の操作を行った等の事実関係については認める。その余は争う。

同和地区 Wiki は匿名での編集が許されており、なおかつ乙206, 207から分かる通り匿名での編集がほとんどである。匿名で編集する際は利用者登録を必要としないため、利用者の活動記録は残らない。

被告宮部は全国部落調査の公開と、当時の記録にある部落の現在地の特定作業を行っており、47都道府県のページがあることを考えれば30日間で65回の操作は微々たるものである。なお、現在地については被告宮部が特定したのはごく一部で、ほとんどは匿名の編集者により特定されたと考えられる。

乙206, 207によれば、ほぼ部落の現在地の特定が終わった4月の時点でさえ、匿名で一日に数十回の編集がされていることから、部落の現在地特定作業の最盛期の30日では何千回という編集が行われていたと

考えられ、被告宮部による編集はごく一部である。

また、被告宮部が Tottoriloop アカウントで堂々と投稿していたことは、むしろ「他の人物になりすまして」投稿していなかった証拠である。

訴状別紙目録2から分かる通り、「同和地区 wiki」の中でも被告宮部が作成に関与した、都道府県別のページに掲載された全国部落調査の内容は表組みがされているが、部落解放同盟関係人物一覧はいわゆる「ベタ打ち」に近い状態であり、明らかに別の編集者によるものである。

## 2 「ミラーサイトの記事掲載に対する被告らの責任」について

柱書については否認する。原告らが「部落解放同盟関係人物一覧」の作成に関与した事実はない。

「匿名性を悪用」というのであれば、被告宮部が Tottoriloop アカウントを使用して編集を行っていたことと矛盾する。「部落解放同盟関係人物一覧」は被告宮部とは別の、本当の意味での匿名ユーザーによるものである。

### (1) 「本件訴訟提起」について

認める。

### (2) 「被告らの関与によるウェブ上の記事内容の変更」

「被告らの関与」という点は否認する。最後の段「よって、原告らの氏名及び住所について～被告ら及び被告らから情報提供を受けた者のみである」という点は争う。その余は不知。

そもそも、本件訴訟の当事者目録は原告らが作成したものであるし、原告の数、傍聴席の様子から見ても、被告らよりも原告らの方がはるかに多く

の人が関わっている。

これらの点についての詳細は「第7」で後述する。

(3) 「具体的なウェブ掲載内容の変更点」について

「当事者目録を入手できたのは、被告及び被告の共同経営者のみであり、しかも、このタイミングで多数の変更が行われていることからして、この記載内容の変更を被告が行ったこと(あるいは、記載内容の変更に被告が深く関わっていたこと)は明らかである」ということについては争う。

被告らだけではなく、原告らも当事者目録を入手できた。また、解放同盟に加入する際は、支部・都府県連、中央本部に書類が提出されるため部落解放同盟中央本部には全ての部落解放同盟員の氏名・住所・電話番号等の情報が集積されており、都道府県連、支部にもそれぞれ同様の情報がある。以前、部落解放同盟の名簿が流出した事案があった。

これら点についても、詳細を「第7」で後述する。

いわゆる「同和地区 wiki ミラーサイト」で原告らが言うような編集があったという事実については、特に争わない。

第3 原告準備書面4 第3「出版に係る被告らの責任」について

これらについては、事実関係については特に争わないが、原告らによる憶測、評価については争う。

被告宮部が『復刻・全国部落調査』を作成したのも、『5年のあゆみ』を出版したのも、「全国部落解放協議会」を結成したのも、全て本件における原告らの主張、原告らの過去の言動等の矛盾を皮肉の意味がある。本件出版物の公開しようとしている意志とはまた別の、表現活動である。

1 『復刻・全国部落調査』は本件出版物とは全く別の性質のものである

本件出版物が問題とされた1つの理由は、表紙で「部落地名総鑑の原典」と銘打っていたからであり、そうでない『復刻・全国部落調査』は全く別のものである。

平成26年12月5日最高裁第2小法廷判決(平成25年(行ヒ)37号 判例地方自治 390号 51頁)は、滋賀県の「同和対策地域総合センター要覧」に掲載された地域総合センターの名称や所在地は「同和地区の名称や所在地等として一般に認識されるおそれがある」としながら、地域総合センターの設置管理条例に掲載された地域総合センターの名称や所在地は「同和地区であることを直ちに意味するものではなく」としている。内容が同じでも趣旨が違えば全く別の文書になるということを、最高裁が認めているのである。

『復刻・全国部落調査』が部落地名総鑑とどのような関係があるのか、その本の内容だけからは分からないし、記載されている内容は「部落」の地名であって、それが同和地区であるとか、住民や出身者が差別されるといったことは書かれていない。

また、ISBN やバーコード等が付されていることから、単なる裁判のための資料ではなく、頒布するためのものだというのが、ISBN やバーコードは事務用のコピー機やプリンタでも1部から印刷できるものであって、ISBN やバーコードが表示されているから頒布目的だと言うことは出来ない。実際、市販の本をコピーしたものを裁判所に提出する時に、あえてISBN やバーコードを消したりしないであろう。

2 『5年のあゆみ』はむしろ原告らの関係団体が過去に出版した書籍に近い

原告らは、大阪府内の同和地区の一覧を掲載した『大阪の同和事業と解放運動』を関係団体が販売したことについて「販売対象はごく狭く、決して公衆に流布させることを目的として公刊されたものではない」「大阪府下の部落名について概略を示したものに過ぎない」として正当化している(原告準備書面1、14頁)。

また、大阪市内の全ての同和地区の区域を詳細に示した『市同促協創立50周年記念誌 50年のあゆみ』については「大阪市内という範囲に限定して「同和地区の概況」を紹介した資料である」から問題ないという(原告準備書面2、16頁)。

そうであれば、『小林健治と有田芳生に対抗する全国部落解放協議会の5年のあゆみ』についても、全国部落解放協議会の会誌という趣旨であって、書店には流通しておらず、「ぐるぐるオークション」というあまり知名度の高くないネットオークションで限定的に販売されたものである。また、確かに内容は『全国部落調査』と多くの部分が重なっているが、表題や説明は異なっているのだから、平成26年12月5日最高裁第2小法廷判決によれば、全く別の文書と見ることができよう。

被告宮部が問いたいのは、『全国部落調査』の出版禁止を求めながら、『全国部落調査』の内容を引用していたり、さらに新しい時代の同和地区・部落地名リストを掲載していたり、地名ではなく具体的な区域や部落の状況まで詳細に記述していたりするような出版物、行政資料の存在を正当化するのはダブルスタンダードではないかということである。事実として同様の情報を図書館や古書店で今でも入手できるのに、出版の趣旨が違うとか、限定的に頒布されていたものとか、全国ではなく一部の地域だからよいといった理屈は、五十歩百歩の理屈に過ぎない。そこで、被告宮部も同じ理屈を用いただけである。

原告らの理屈が通るのであれば、性質的にはあまり違いのない出版物でも、ささいな違いをあげつらって恣意的に出版の是非を判断できるのであって、事実上は内容ではなく誰が出版したのかを基準に判断し、国民の表現の自由をほしいままにできるのである。

3 何が「部落地名総鑑」でないのかそうでないのか、原告らは恣意的に、場当たり的に判断していること

「大谷派地方関係寺院及び檀徒に関する調査」(乙18)について、原告らが本件では「被差別部落が特定されているものではない」とするが、原告下吉真二は「ある史料書籍中の真宗大谷派の一部の寺院が「部落寺院」としてインターネット上に公開されるという問題が起きました」「部落地名総鑑をはるかに上回る、インターネット版の史上最悪の地名総鑑」(乙208)と述べている(なお、乙208では被告宮部を「強い差別感情の持ち主」「モンスター」とまで言っている)。本当に「被差別部落が特定されているものではない」のであれば、原告らにとって何ら問題ないはずである。

実際、「大谷派地方関係寺院及び檀徒に関する調査」はいわゆる「穢寺」の一覧であり、そこに書かれた地名が部落であることは『全国部落調査』と比べればすぐに分かることである。

このように、原告らはその時々都合で、同じ内容の情報でもその評価を変えるのである。原告らは『全国部落調査』が戦前の政府の外郭団体によるものだから部落地名総鑑だと断じているのであって、原告らが関わっていれば、同じ内容でも部落地名総鑑とは言わなかったであろう。

結局、原告らは情報の内容ではなくて、その情報を誰が作ったかで評価しているのである。そして、法と事実によって判断しているのではなく、情緒と印象

で判断しているのである。

#### 4 「全国部落解放協議会」について

確かに、全国部落解放協議会には一定数の会員が集まった。

全国の部落問題の研究者、行政関係者等が終結し、その成果として部落問題入門(乙114)を刊行することができた。

全国部落解放協議会では、さらに全国部落調査について研究している。

一方、原告らの関係者も部落の位置と国勢調査とを比較する研究を行っている(乙108)。

そのため、全国部落解放協議会が全国部落調査を研究することは、様々な部落解放運動団体や研究機関が行っていることと同様であって、非難される謂れはない。それにもかかわらず、原告らが全国部落解放協議会の活動をことさら問題視していることは、原告らがいかに独善的で、本件出版物の出版を禁止させる意図がいかに政治的なものであるかを示している。

#### 第4 原告準備書面4 第4「原告らに生じた損害について」について

##### 1 「1 インターネットによる人権侵害から生じる損害」について

##### (1) 「(1) インターネットを利用した差別事件の特性」について

原告らは、想像で一般論を語っているに過ぎず、何ら具体的な損害の内容を示していない。

「インターネット登場以前における部落差別事件とは比較にならないほど深刻かつ広範囲な人権侵害が引き起こされる可能性があり、現実が発生している」というのであれば、本件はかつての「部落地名総鑑事件」を超える問題となり、具体的な人権侵害の事例を原告らは示せるはずだが、現実

にはそうではない。

そもそも1975年の「部落地名総鑑事件」でさえ、部落地名総鑑を利用した具体的な人権侵害の事例は明らかになっておらず、法務省が部落地名総鑑を焚書したとか、企業が解放同盟に糾弾されたといったことは、完全に風評被害の類である。

原告らが認める通り、同和地区に関する情報は本件の前からインターネットに拡散しているが、それらはインターネットとは関係なく、全て出版物や行政資料等から知ることができた情報である。しかも、情報が拡散することによって、具体的な部落差別が行われ、誰かが損害を受けたという事例は確認されていない。法務省の統計情報からも、同和地区の情報の拡散と差別事象の頻度には因果関係がないことが明らかである。

原告らは、この期に及んでも「原因と結果」「目的と手段」ということを理解せず、単なる情報の拡散が直接的な人権侵害と錯覚している。同和地区の場所を隠すことに拘るあまり、その目的を忘れ、もはや具体的な人権侵害とは関係なく同和地区の情報の扱いをめぐる政治闘争と化しているのである。

なお、被告宮部が「鳥取県内の同和地区(被差別部落)」という地図をインターネット上に掲載したことについては、次の経緯があった。

被告宮部があまり部落の場所について知識がなかった頃、鳥取市がウェブサイト公開している、公費で作られた「地区会館」「集会所」の場所の一覧がどうも同和地区の場所と一致しているらしいことに気付いた。しかし、確証がなかったので鳥取市西伯郡大山町のある部落解放活動家が主催する電子掲示板に鳥取市の地区会館・集会所一覧のアドレスを書き込んだところ、「鳥取ループさんの当該投稿が掲載されたリンク先により、鳥取

ループさんの意図とは別に、直接に鳥取市の同和地区が一覧表示され、掲示板の性格上、不特定多数の方々の目にふれることになり、管理人の開設主旨に反するため、当該リンク先を削除して、補完文書に置き換えさせていただきました」と消されてしまったので、確かに確証を得たのである。さらに、その部落解放活動家は「これを、例えばこれらの情報をグーグルマップとリンクさせて利用したり、不特定多数の人々にこれをさらすことへの嫌悪感があります」と言うので、被告宮部もグーグルマップとリンクさせるというアイデアは思いもよらなかったもので、斬新なアイデアだと感心し、早速グーグルマップに掲載したものである(乙209)。

その後、鳥取県総務部人権局長が文書でグーグル社に削除要請等を行ったが、グーグル社は拒否した(乙210)。

なお、人権局長の削除要請にある通り、被告宮部は当時地図に「鳥取県も公認の差別対象地域です」と書いていた。鳥取県が一部地域を同和地区と指定して国に報告したことは紛れもない事実であり、本件における原告らの態度と同様に、同和地区とされる地名の地域に住むと差別の対象となるとの見解を示していたことも事実である。そのことの戒めとして、事実をありのままに書いただけである。

そして、ここにきてようやく鳥取県は公認の差別地域の存在を撤回し態度を改めたので「鳥取県も公認の差別対象地域です」という記述は削除したが、「鳥取県内の同和地区(被差別部落)」は現在も存在し、インターネットで「鳥取 同和」「鳥取 部落」で検索すれば、ほぼトップに出てくる状態である。しかし、「鳥取県内の同和地区(被差別部落)」が原因で、鳥取県内で部落差別が増えることはなかった。乙188ないし198を見れば分かる通り、「鳥取県内の同和地区(被差別部落)」が問題となった2010年移行は

むしろ鳥取県内での同和問題に係る人権侵犯は急減している。これは次の理由が考えられる。

第1に、鳥取県内の部落の多くは歴史的に本村に対する分村として存在しており、本村を含む大字名が同和地区の呼称として用いられた例が多いためである。例えば下味野の部落は下味野本村の分村の「赤池」であるが、現在はいずれも「鳥取市下味野」に属し、同和地区の呼称は「下味野」で、同和対策の集会所は「下味野集会所」となっている。そのため、地区会館・集会所の呼称により同和地区名が分かっても、正確な部落の場所が分かるわけではない。そもそも、鳥取県に限らず部落差別とは血統による差別であって、場所によるものではない。

第2に、仮に住所が部落なら部落民だという誤った考えにもとづいて、何らかの情報を「部落差別」に利用するのであれば、地名リストのようなものは実はあまり意味がない。例えば、身近な誰かが鳥取市の住民である場合、その人の住所が部落であるか判別するために、鳥取市の部落名リストは不要である。あくまで、その人の住所が部落かどうか分かればよいのであって、特定の地名が同和地区かどうか調べるなら、インターネットがなくとも図書館や公文書館で、部落解放運動資料・歴史書・行政文書により調べることはもともと著しく手間がかかるようなことでなかった。

第3に、苦勞して調べなければ分からないような部落は、部落と分かったところであまり意味がない。例えば、被告宮部は鳥取市の駅南に部落があったという伝承を地元の高齢者から度々聞いていたが、簡単に場所は分からず、「山陰之教育」(乙7)等によりようやくそれが「鳥取市富安」であることが判明した。しかし、ここは現在では官庁街になっており、官庁の間に若干の民家は残っているものの、同和対策の対象とされておらず、今さら部

落と言われても特別な感情は湧き様がない。

第4に、「部落差別」があるとすれば、それは地名以外に別の原因があるからである。例えば、鳥取市の市報は、結婚差別の事例として自分から被差別部落出身だと言ったら相手の家族に反対されたことを紹介したことがある(乙211)。しかし、自分から言うのであれば、もはや部落地名リストなど無関係である。自分から言わなければ分からないものを、あるいは分かったとしても誰も気にしていなかったものを、自分から「被差別部落出身」と言えば「面倒くさいやつ」「頭がおかしいのではないか」と思われても当然である。自分から「被差別」と主張する人は単に部落民というよりも、また別のカテゴリーの人々と考えざるを得ないであろう。

昨今も平成29年10月21日に被告宮部の出身地で、原告川口泰司が本件に係る講演会を行っていたが(乙212)、講演の参加者によれば「お前(被告宮部)のことを、ここいら出身の者だとボロクソに言っとったぞ」「結婚差別の事例と言って、自分から部落出身といったら断られたというような話をしとった。自分から言わんかったら分からんのに」という感想であった。

「自分から言わんかったら分からん」というのは事実で、少なくとも現在では、住所があからさまに部落で、名字が地元の部落解放活動家と同じで、なおかつ希少姓というようなケースでも「自分は身に覚えがないし、同和とかそういうのとは関わってない」と喝破されてしまえば、もはや反論のしようがない。同和対策が行われていた頃は、同和地区では解放同盟の活動に協力しないとあからさまに同和事業の優遇策から除外されるといったことがあったが、同和事業が終わった今ではそのようなこともない。

そして最後に、人というものは「得体の知れないもの」を最も恐れるのである。「鳥取県内の同和地区(被差別部落)」に掲載された施設の周辺地域

をどのように考えるかは人それぞれであろうが、少なくとも鳥取県内の部落を「得体の知れなくないもの」に一步近づけることには大いに貢献したであろう。

部落差別の原因の多くは無知によるものであるのだから、原告らのように人に無知を強要することで解決しようとするのは誤りである。知識を広めることで解決しようとする被告官部のやり方こそ正しいのである。

(2) 「(2) 新たな部落差別に対応した新規立法がなされていること」

法律が作られたことは、原告解放同盟にとっては相談や実態調査等で行政から補助を得られる機会が増える可能性がありこそすれ、「原告らに生じた損害」とは全く関係のないことである。

「インターネットを利用した人権侵害事案」についても、その中身の内訳が不明であり、同和地区の情報の掲載自体を人権侵害ととらえることは、先述の通り倒錯した考え方であって、単なる政治闘争のための方便に過ぎず、「原告らに生じた損害」とは全く関係ない。

(3) 「(3) 司法による救済の必要性」について

原告らは、単に部落の地名を公開することが差別だという、誤解と偏見に基づいて被告らを非難するのみで、「原告らに生じた損害」についての説明になっていない。

2 「2 原告個人らのプライバシーの侵害」について

「被告らは、「当事者目録記載の原告の情報からは、原告と『全国部落調査』と関係は一切読み取ることができない」等の趣旨不明の主張を繰り返している」

というが、未だに原告らと『全国部落調査』を関連付ける資料を原告らが提出していないことは平成29年9月25日の口頭弁論で原告らが認めていることである。

原告らは戸籍について述べているが、結局現在の戸籍がどのように部落出身と結びつくのか説明することが出来ずに逃げているし、部落地名総鑑によって具体的にどのような人権侵害がされたのか説明していない。

「身分解放は不徹底に終わり、厳しい身分差別は依然として続いた」というが、本件では原告らが自ら「被差別部落出身者」を自称しており、既になくなったはずの身分を別の言葉に置き換えて存続させようとしている点では原告らも同じ穴の貉である。

土地の取引が云々というのも、「原告らに生じた損害」とは全く関係のないことである。

そもそも、『全国部落調査』は個人のプライバシーとは何の関係もない。

ある集団と人格権の関係が問題になった過去の裁判例には次のものがある。

- (1) 平成14年6月27日札幌地裁判決(平成10(ワ)2328、いわゆる「アイヌ史資料集事件」または「アイヌ人格権訴訟」、裁判所ウェブサイト裁判例情報掲載)。
- (2) 平成19年12月14日東京地裁判決(平成17(ワ)14143他、乙213)、平成20年9月10日東京高裁判決(平成20(ネ)675、乙214)
- (3) 平成29年9月29日東京高裁判決(平成28(ネ)4616、乙215)

上記の裁判では、それぞれの裁判の原告が「アイヌ民族」「フランス語話者」「日本人」という集団の一員として人格権侵害を受けたと主張したものだが、いずれも認められなかった。

例えば(1)の裁判では「アイヌ民族全体に対する差別表現がされたとみる余

地があるとしても、その対象は、原告ら個人でなく、アイヌ民族全体である」と判示している。

(2)の裁判では、当時の石原慎太郎都知事が「フランス語を昔やりましたが、数勘定できないことばですからね」等の発言をしたことについて、「フランス語という言葉に関するものであって、特定の個人に関するものではない」としている。

(3)の裁判では第二次世界大戦時の旧日本軍が朝鮮半島等で多くの女性を慰安婦として強制連行し性的サービスに従事させたという朝日新聞の記事について「被控訴人らは、日本人であるという以外に本件各記事の対象との間に何らの関係も認められない」としている。

一方、本件の『全国部落調査』は名誉毀損に該当するような表現は含まれていないし、当時の都府県が「部落」として報告した地域の情報という点では真実であって虚偽の情報というわけでもない。「フランス語話者」や「日本人」というのは誰がそうなのかそうでないか相当程度明確であるし、「アイヌ民族」については、現在は明確ではないにしても比較的最近まで「旧土人(正確にはアイヌだけではなく他の北海道の土着民も含むが)」が法律で規定されていた経緯がある一方、「被差別部落出身者」についてはいわゆる解放令で廃止されて以降、法律により認定されたことはないし、そもそも存在してはならないものである(なお、同和対策事業で行われたのは地区指定であって、「被差別部落出身者」という属人的な概念はない)。

それにも関わらず単なる地名を個人のプライバシーと結びつけ、人格権の侵害であるとする原告らの主張は過去の裁判例と比較すれば、あり得ないものである。しかし、これをあり得るものにしてしまうのが、同和問題の同和問題足り得るところなのである。

むしろ、地名から「被差別部落出身者」がわかるという虚偽の主張をし、人の名誉権を侵害するような主張をしているのは原告らである。原告らの主張は事実ではないのだから、そうである以上『全国部落調査』をことさら隠す理由はないというのが被告らの考えなのである。

#### 第5 原告準備書面4 第5「原告部落解放同盟の業務を円滑に行う権利の侵害」について

全て争う。

原告解放同盟のような政治的活動を業務ととらえ、対立団体等による言論や情報の公開により政治活動が阻害されることを業務妨害ととらえるのであれば、政治的な対立に伴って債権者・債務者といった関係が生じることになるので、国民が政治的な意見を表明したり、議論をしたりすることは「札束の殴り合い」に陥りかねない。すなわち、この種の問題で刑事的な責任を追及されることはまずない上、民事上も日本の法律では懲罰的損害賠償はないので、各自が準備した金に見合うだけ表現の自由を行使できるということになってしまう。

##### 1 「1 原告部落解放同盟の概要」について

「(1) 部落解放同盟の設立の目的」については、被告らが認否したり、争ったりするような性質のものではない。

「(2) 部落解放同盟の構成員」については、「部落民」は、部落差別を受ける可能性がある人たちであるというのであれば、何人も当てはまることになり、意味のない概念である。例えば解放同盟長崎県連の宮崎懐良は「私の両親は部落出身ではないが、長崎県連の結成に関わってきた。ボクは生後2ヶ月から、長崎市内の部落の住宅で育ち、小さい頃から解放子ども会に通い、一生懸命に活動

をしてきた。」「しかし、自分は部落出身ではないということを知りショックを受け、しばらく悩んでいた。しかし、大阪の部落の中学生たちと交流をしたときに「自分は違うとか言っている、部落かどうかを決めるのは、周りの人間である。差別をする人はあなたを差別するよ」という言葉にハッとして、自分は部落出身者として、そこにこだわりをもって生きようと運動を続けてきた。」と発言しており(乙171 2頁)、「部落民」という概念が非常に恣意的でいい加減なものであることは明らかである。

「(3)原告部落解放同盟の「業務」については、そもそも業務と言えるのか、争う。原告らが述べていることは政治的な理念であって、業務ではない。その理念自体や、理念の実現方法について他人が支持するか反対するかは自由であり、業務と言うのであれば、反対することは業務妨害と言われることになってしまう。

## 2 「2 活動の成果の減殺による「業務」妨害」について

### (1) 「(1)原告部落解放同盟の従前の活動の成果」について

これらは「業務」ではなく、政治的活動に過ぎない上、本件と直接関係のあるものではないが、あえて反論する。

「ア 「壬申戸籍」について」については、被告らがこれまで述べたとおり、ごく例外的なものを除いて壬申戸籍には身分は記載されていなかったのが事実である。そして、現行の戸籍がどのように部落出身と結びつくのか、原告らは説明出来ずに逃げている。

結局、過去の原告解放同盟の戸籍に係る活動は無用なものであり、「戸籍による部落出身が分かる」だとか「部落民と結婚すると戸籍が汚れる」というような。誤った風評を広めているという点で、むしろ有害である。

「イ 部落地名総鑑について」については、単に部落地名総鑑が焚書され、企業が原告解放同盟の政治的活動に協力させられただけである。確かに原告解放同盟の主観的な立場から見れば「成果」であろうが、部落地名総鑑によって具体的にどのような人権侵害が行われたのか、原告解放同盟の活動によってどのような人権侵害がなくなったのか、何も明らかにされていない。

(2) 「(2) 被告らの行為による影響」について

仮に就職差別や結婚差別が行われるにしても、全国の部落のリストとは無関係なことである。部落とされる地名の地域の出身者は部落民であるといった誤った考えにもとづく差別であれば、網羅的に部落の場所をリストアップしなくとも、その個人と関係する地名が部落かどうか判断できれば十分であり、図書館や古書店などで入手できる部落解放運動資料や歴史資料、行政資料を利用するか、あるいは現地に行くことによって以前から容易に調査することができる状態である。

また、『全国部落調査』でなければ部落と分からないような場所というのは、そこが部落だと分かったところでもはや特別な感情が起きようがない場所ばかりである。例えば前述の鳥取市富安がそうであるし、『全国部落調査』では多数の部落の存在が報告されている富山県は同和事業を行っておらず、現地に行っても、単なる散居村と住宅地があるだけである。

大阪市内の全ての同和地区の区域を詳細に示した『市同促協創立50周年記念誌 50年のあゆみ』(乙20)と『全国部落調査』を比較すると、さらに興味深いことが分かる。同和地区指定されず、現在ではもはや部落と認識しようのない大阪市北区長柄や天王寺下寺も1935年当時は部落とされていた

た。『全国部落調査』によれば100軒以上の大規模な部落があったとされる旧北日東町、南日東町近辺に至っては、現在は日本橋電気街となっており、今さら「でんでんタウンの住人は被差別部落民だ」と言ったところで、一笑に付されるであろう。一方で、『市同促協創立50周年記念誌 50年のあゆみ』から分かる通り、交通の便等の立地条件が日本橋電気街とさほど変わらない浪速地区は最近まで同和対策関係の施設が多数あり、見た目からあからさまに同和地区と認識される状態であった（最近は大阪市の方針で、徐々に解体され土地が民間に売却されている）。このことは、部落差別を解消することは決して難しいことではない一方、部落差別が単に土地によるものではなく、なおかつ同和地区指定が不要であったところかむしろ有害であったことを強く示唆している。

原告らが「原告解放同盟の現在及び将来の活動には著しい支障が生ずる」と言うのは確かにその通りで、『全国部落調査』が示す多くの事実は、戦後の部落解放運動や同和対策事業の根幹を否定しかねないほどのパワーを秘めている。それは原告解放同盟にとっては、非常に都合の悪いことであろう。

しかし、原告らが言うように『全国部落調査』が就職差別や結婚差別に悪用された根拠はない。既に『全国部落調査』の内容が広まって2年近くが経過していることから、今さら「悪用のおそれ」を論じるべきものでもない。

原告らは、部落とされた土地の出身なら被差別だといった誤った考えを改めるべきである。そして、『全国部落調査』から明らかになった、日本橋電気街のような「解放された」部落から学び、新たな部落解放運動を始めるべきである。

なお、作家の上原善広氏は原告解放同盟について「差別の解消」では

なく「組織の温存」が目的」「日本で同和問題やタブーが生まれた原因として考えられるのは、まず行政による地区指定と、解放同盟による激しい糾弾闘争が挙げられる」と述べている(乙216)。

3 「3 被告の行為によって直接発生する「業務」に対する妨害」について

(1) 「(1)原告解放同盟の業務への支障」について

原告らは「原告解放同盟本部や各支部あるいは構成員に対して、差別ハガキの送付や電話等の嫌がらせを受ける危険がある」というが、それは何もいまさら始まったことではなく、精神病者によるものや(乙129)、解放同盟構成員による自作自演(乙217)も含めて、以前からあったことである。

少なくとも「被告の行為によって直接発生する「業務」に対する妨害」の事実は何ら示されていない。

(2) 「(2)原告解放同盟のこれまでの具体的な対応状況」

これらについては不知。

原告解放同盟が原告らのようなことを行っていたとして、それらは政治的活動として任意に行っていることで、「業務への支障」とは言えない。

4 「4 構成員の人格権の侵害による「業務」妨害」について

全て争う。

原告らの説明では、具体的に本件に係るどの情報が原告解放同盟の業務の妨害に関係するのか釈然としない。

「部落解放同盟関係人物一覧」については、原告解放同盟の構成員の人格権に関係し得るが、原告が示した東京高裁平成20年7月1日決定は保険会社の従業員による窓口業務に係るものであり、単にある行為が法人の構成員の

人格権を侵害するだけでは業務妨害とは言えず、侵害した業務とは具体的に何なのか明らかでなければならない。しかし、原告らはどの構成員が行う、どの業務が侵害されたのか明らかにしていない。

#### 第6 Tor はセキュリティ対策として広く利用されつつある通信方式であること

- 1 インターネットにおいて、プライバシーを守るために、暗号を利用した通信手段を使うことは世界の趨勢である。通信の秘密はわが国でも憲法21条第2項で保障されており、そのために古くから郵便をはじめとする通信の秘密は保護されており、それが「治安当局」による捜査の障害になるという面は今に始まったことではない。「治安当局」の視点から、より通信の秘密が保護された通信手段を危険と断じたことは、原告らが人権団体を標榜しておきながら、いかに人権について無知で無理解であることを示している。

ウェブの黎明期から平文による通信(HTTP)が行われているが、それでは通信経路で容易に通信内容が傍受されてしまい、特に金銭のやりとりを行うような通信に用いることは非常に危険であることから暗号化通信(HTTPS)が開発された。現在は、HTTPは本質的に安全ではないとして、ウェブでの通信は全面的にHTTPSへと切り替える流れとなっている(乙218の1、乙218の2)。

「治安当局」による捜査に最も都合がよいのは、平文による通信だが、それは利用者にとっては危険である。

- 2 他にも、暗号化された仮想的な専用線を構築し、盗聴を不可能にするVPNという技術があり、これは企業が支店間で安全に通信するために使うなど、欠かすことができない技術となっている(乙219)。この技術は「治安当局」による検閲を回避するためにも利用できることから、インターネットに対する監視が厳しい中国では弾圧されている(乙220)。

このように、特定の通信技術が「治安当局」による捜査の障害になるから危険だという考えは、人権侵害をする側の発想である。

- 3 Tor はさらに VPN を発展させ、誰が誰と通信したかということさえ検閲できなくし、さらに通信の秘密を確保するための技術であって、HTTPS や VPN といった技術の延長線上のものである。それらをことさら危険視することは、通信技術に対する無理解であり、非文明的な考えである。

相手方が提出した甲52, 53は、インターネットユーザーやインターネットプロバイダにとってより安全な通信技術が開発されたことに対して、警視庁、警察庁が懸念を示したと、それだけのことである。だから Tor は危険だと言うのは、郵便のやり取りは警察が検閲できないから、郵便は危険だと言うようなものである。そのような事に、いちいちインターネットプロバイダが従っていれば、より安全性の高い通信技術の開発や普及は不可能になってしまい、わが国の情報技術の発展が阻害されてしまう。

実際、この件はそれっきりで、インターネットプロバイダを所管する総務省は、Tor を規制することを求めている。もしそのような事をすれば、より安全な通信技術を研究・開発する意欲を削ぐことになってしまうので、当然のことである。

むしろ、電気通信事業法第4条により、電気通信事業者は通信の秘密を侵してはならないという義務を課せられている。プロバイダ責任制限法にも、当局の検閲を容易にせよといったことや、通信内容や誰が情報のやりとりを行ったことを記録せよといったことは定められていない。

- 4 関連する技術として、例えばビットコインのようなインターネット上の暗号通貨の技術があり、特定の政府が管理できないことから児童ポルノや違法薬物の売買、資金洗浄に利用されたことから懸念が生まれたが、現状は見ての通りである。

インターネット上の技術について、特定の政府や「治安当局」が介入できないから危険だというのは間違いで、特定の政府や「治安当局」から完全に中立であるからこそ、信頼でき、安全な技術なのである。

- 5 同和地区 Wiki は「Tor という特殊な通信システムを利用し、身元を隠して投稿することが可能な設定になっている」というが、Tor はもともと既存のインターネットサイトへの接続が可能なものであって、Tor による接続を受け入れるために、サイト側で特別な設定が必要というものではない。
- 6 原告らは、Tor があたかも特殊で犯罪に使われるための技術であるかのようにミスリードしているが、世界的には Tor は優れた暗号通信技術の1つとして普及しつつある。

著名な SNS であるフェイスブックは Tor の接続を拒んでいないどころか、特別に接続経路を用意し、スマートフォンアプリが対応するなど、利用者の安全のために Tor の利用を奨励している(乙221, 222, 223, 224)。

もし、Tor の利用を奨励することが、プロバイダ責任制限法による免責が適用されない理由になるとすれば、フェイスブックと同様のサービスを日本で運営することは事実上不可能となる。

また、より通信の秘密を保護するための技術を導入することが非難されるのであれば、電気通信事業法の趣旨にも反する。

## 第7 「部落解放同盟関係人物一覧」について

- 1 プロバイダ責任制限法により、被告らは特定電気通信役無提供者として賠償の責めに任じないこと
  - (1) 「同和地区 Wiki」は不特定多数に対してインターネット上で情報を配信するウェブサイトであり、プロバイダ責任制限法第2条第1号が定義する特

定電気通信に該当する。

- (2) Wiki(ウィキ)とはウィキペディア等で広く知られているとおり、不特定多数が編集に参加する形式のウェブサイトである。「同和地区 Wiki」は抗告人と相手方を含め、誰でも内容を追加、削除、変更可能であった。

Wikiは「間違いを犯しにくくするのではなく、間違いを直しやすくする」という考え方のウェブサイトであり、誤りや不適切な内容があれば、気づいた者が即座に対応することが可能である(乙56)。

- (3) 「部落解放同盟関係人物一覧」は抗告人が情報を発信したものではない。

「同和地区 Wiki」の設立目的は第一に同和地区の特定であって、「部落解放同盟関係人物一覧」は Wiki 編集者が特に関心を向けるような内容ではない。過去のウェブページを保存するサイトである archive.is には、「部落解放同盟関係人物一覧」の変更履歴ページが残されており、それによれば遅くとも平成28年3月8日から匿名のユーザーが頻繁に更新している(乙225)。

また、少なくとも平成28年3月26日に原告らの一部による、全国部落調査等の削除を求める仮処分申立書(乙1)が送達されるまでは被告らは情報の流通自体を知らなかった。なおかつ、同日に送達された書面(乙2)には、特に理由を示さずに「部落解放同盟関係人物一覧」の削除の申立てを取り下げた旨の記載があった。

個人の氏名住所等が掲載されているからと言って、ただちにそれが個人の権利を侵害するものであるとは言えない。原告らの中には解放新聞(インターネットに掲載されたものも含む)等で部落解放同盟の役職にあることを公表している物がおり(乙226)、少なくとも相手方の氏名と解放

同盟での役職については、プライバシーと言うことはできないし、これを公表することが人格権侵害にあたるということはできない。

また、同和地区 Wiki というサイトの目的からすると、解放同盟の関係者への嫌がらせが主目的というよりは、相手方が言っているように解放同盟員は自らの住所や出身地が部落であると主張することが多いので、部落の場所を特定するための手がかりとするために掲載したと考えるのが自然である。

「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」(水平社宣言)。さあ、存分に誇ってください。エタではなく非人・雑種賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが」という一文についても、あくまで解放同盟のあり方についての正当な批判とも取れる。事実、水平社宣言(乙227)には、「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」と書かれており、そうであれば、部落の場所を公言する者を非難することは解放運動の理念とは矛盾するからである。そして、誰かをエタと言うことが果たして人格権侵害に該当するのか、水平社宣言の理念からするといかようにも取ることができ、明らかとは言えない。

また、地方によって若干の違いがあるが、非人や雑種賤民(エタ・非人以外の賤民)はエタとは違って必ずしも世襲されるものではなかったため、非人や雑種賤民系の部落の出身者が現代において自らを被差別者と称することは、歴史経緯と矛盾する。

明示的に「部落解放同盟関係人物一覧」を消さないで欲しいともとれる原告らの一部による書面が届いたため、被告らは何の対応もできなかった。

原告らが「部落解放同盟関係人物一覧」を削除せよとの意志を示したの

は、平成28年4月9日のことである。当日、被告宮部が削除を呼びかけたことから、「部落解放同盟関係人物一覧」は匿名ユーザーによって削除された(乙225に削除された旨の記録がある)。

従って、プロバイダ責任制限法第3条第1項により、被告らは特定電気通信役無提供者として賠償の責任がない。

- (4) また、「同和地区 Wiki」は誰でも情報の追加、削除、変更が可能であるのだから、原告らが気づいた時点で、いつでも削除などの対応ができたはずである。

原告は、記事の存在に気づきながら、本件訴訟を提起するために、意図的に記事を放置し、被告らに記事の存在や削除の意志も示さなかったものである。

## 2 過去に、部落解放同盟から個人情報インターネットに流出した事案があったこと

- (1) 平成21年12月14日、被告宮部が運営しているブログ「鳥取ループ」のコメント欄に「あるところにはあるようですよ。地名〇〇」というコメントとともに、部落解放同盟滋賀県連合会末広支部の名簿が掲載されたウェブサイトのアドレスが書き込まれたことがあった(乙228)。

その後も様々な方法で同様の名簿がインターネット上に掲載され、解放同盟の糾弾会を非難し、当時の解放同盟滋賀県連の建部五郎委員長の辞任を求めるメッセージが添えられていた(乙229, 230)。

同盟員名簿が何者かによって盗まれ、インターネット上に流出した事実は部落解放同盟滋賀県連合会が、機関紙で認めている(乙231)。

なお、この名簿流出による具体的な被害は確認されていない。

- (2) 誰がどのような意図で行ったのか、明確な証拠はないが、いずれにして

も通常は解放同盟内部の者でなければ持っていないような文書が被告宮部のブログを通して流出されたのは事実である。

そして、名簿の流出によって最も不利益を受けるのは当時の建部五郎委員長であり、最も得をするのは彼が名簿流出による責任を問われて辞職することによって利益を得る人物である。すると、そのような人物は解放同盟内部の人間であると考えるのが自然であり、そのために被告宮部のブログが利用された。

- (3) このように、原告解放同盟は、不満分子を抱えており、そのような人物が「部落解放同盟関係人物一覧」の作成に関わっていることは十分に考えられることである。

### 3 匿名の人物が、現在執拗に相手方らを誹謗中傷していること

- (1) 「同和地区 Wiki」の内容は何者かによってコピーされ、別のサイト(そのドメイン名から、以降「同和地区.com」という)として事実上復活している状態である。
- (2) 「同和地区.com」には再び「部落解放同盟関係人物一覧」が掲載され、さらに内容が追加されている(乙232)。

このことについて、相手方らは本訴において、抗告人らが原告一覧をもとに加筆修正したという趣旨の主張をしている。その理由は、本訴の原告一覧は閲覧制限がかけられており、原告一覧は抗告人がウェブサイトに掲載した裁判資料から除外されているのだから、原告一覧を持っているのは被告ら以外にはいないということである。

しかし、本訴の原告の1人である上川多実はウェブメディアにおいて「裁判に参加したことで、裁判資料として原告ひとりひとりの名前と住所が被告によってインターネット上に公開され(現在は削除)、私は名前だけでな

く住所まで公開されることになってしまった」と主張している(乙233)。

上川多実の主張は意味するところが不明な部分が多いが、いずれにしても上川多実が何らかの形で原告一覧を目にしており、それが抗告人らによる仕業とされていると考えられる。

そもそも、原告一覧を作成したのは本訴の原告らであるし、解放同盟が組織を挙げて関わっているのだから、原告一覧の内容を抗告人らしか知り得ないというのは失当である。

- (3) それだけではなく、現在「同和地区.com」には原告片岡明幸を名指して中傷するページが作られている(乙234)。

被告らがこのようなページを作成すれば、本訴で有利になるどころか、むしろ不利になることは明らかである。また、被告宮部は同和地区 Wiki と同様の内容をインターネットで公開することについて、1日10万円の間接強制処分がかけられているため(乙235)、「同和地区.com」の編集には関与し難い状況にある。

「同和地区.com」の掲載された相手方の情報は、おそらくフェイスブックやツイッター等インターネット上の情報をもとに作られたと考えられるが、過去の相手方の発言をあてつけのように掲載するために、広くは頒布されなかったはずの、昭和63年の解放新聞埼玉版まで引っ張り出しており、相手方ないしは部落解放同盟に対して相当な恨みを持ち、なおかつ部落解放運動にかなり精通しているか、プロの研究者でもなければ簡単にはできないことである。

しかし、部落解放同盟は過去に政治的な方針の違いで分裂し、他団体と激しく対立し、意に沿わない運動家や研究者を排除するような行為を繰り返してきた。そのため、組織の内外を問わず、激しい恨みを抱いている者

が多数存在していても不思議ではない。また、過去には運動を盛り上げるために、組織の構成員が自ら「差別事件」を惹き起こすという。理解し難いことも起こっている(乙217)。

- 4 以上の通り、「部落解放同盟関係人物一覧」については、被告ら以外の何者かが公開し、現在も執拗に同様の情報の公開を続けているものであって、被告らによるものではない。

また、被告官部は可能な限りの対処をしており、プロバイダ責任制限法による免責の例外となることはない。

#### 第8 原告準備書面5について

原告らの主張は、いずれも本件とは無関係な事柄であり、認否の必要はない。

#### 第9 平成28年(ワ)第32358号 損害賠償等請求事件の訴状に対する答弁

併合された事件の、被告らの従前の主張を援用する。

以上